

# 遊心苑短期入所療養介護事業所運営規程

遊心苑短期入所療養介護事業所

(事業の目的)

#### 第1条

社会福祉法人遊心苑が開設する遊心苑短期入所療養介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を行うために、人員および管理運営に関する事項を定め、要介護状態（指定介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対して、常に適切な短期入所療養介護または介護予防短期入所療養介護サービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

#### 第2条

事業所は、要介護状態（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援状態）にある高齢者に対して、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、看護、医学的管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療並びに日常生活の世話をを行うことにより、療養生活の質の向上および利用者の家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものとする。

2. 事業の提供にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に入所者の立場に立って行うものとする。
3. 事業の運営にあたっては、関係市町村・地域包括支援センター・老人介護支援センター・指定居宅介護支援事業者・指定介護予防支援事業者・介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(事業所の名称等)

#### 第3条

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 遊心苑短期入所療養介護事業所
- 二 所在地 秋田市添川字境内川原196番地1

(職員の職種、員数および職務内容)

#### 第4条

事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- 一 施設長 1名  
施設長は、事業所の従業者の管理および業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 医師 1名  
医師は、入所者の健康管理業務を行うとともに、適切な医療サービスの提供にあたるものとする。
- 三 看護職員 9名以上

看護職員は、入所者の保健衛生業務を行うとともに、看護サービスの提供にあたるものとする。

四 介護職員 25名以上

介護職員は、入所者の日常生活全般にわたる介護サービスの提供にあたるものとする。

五 薬剤師 1名以上

薬剤師は、施設の薬品管理業務を行うとともに、入所者に対する調剤サービスの提供にあたるものとする。

六 作業療法士 1名以上

作業療法士は、入所者に対する機能の維持・回復のための作業療法サービスの提供にあたるものとする。

七 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、入所者に対する栄養管理サービスの提供にあたるものとする。

八 支援相談員 1名以上

支援相談員は、入所者に対する支援相談サービスの提供にあたるものとする。

九 事務員 1名以上

事務員は、施設の管理運営に関する事務処理を行う。

十 介護支援専門員 1名以上（兼務）

介護支援専門員は、入所者に対する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成などのサービスの提供にあたるものとする。

十一 その他 若干名

（入所定員）

第5条

指定短期入所療養介護事業所の入所定員は、100名とする。

（事業の内容）

第6条

事業所は、以下に定める事業を行うものとする。

- 一 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の作成
- 二 診療
- 三 機能訓練
- 四 看護および医学的管理の下における介護
- 五 食事の提供
- 六 その他必要とするサービス

（利用料）

第7条

指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）を提供した場合の利用料の額

は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）が法定代理受領サービスであるときは利用者の所得により利用者負担として1割、2割または3割の支払いを受けるものとする。

2. 前項の他、利用者から次に掲げる費用の支払いを受けるものとする。

利用料として、食費・滞在費・日常生活品費・教養娯楽費・利用者が選定する特別な療養室の室料・電気器具使用料・健康管理費・理美容代および診断書等の文書料。

3. 当事業所の利用料は、別表の料金表に掲げるとおりとする。これらの料金については、算定の根拠となる前提が変わった場合や介護保険制度の変更や社会経済的な大きな変動があった場合には変更することがある。

4. 法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の利用料の支払いを受けたときは、サービス提供証明書を交付する。

（通常の送迎の実施地域）

#### 第9条

通常の送迎の実施地域は、秋田市の地域とする。

（事業所利用にあたっての留意事項）

#### 第10条

入所者は、施設長、医師、看護職員、介護職員、作業療法士、支援相談員などの指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、相互の親睦に努めなければならない。

2. 入所者が、外出または外泊しようとするときは、所定の手続きをとって外出外泊先、用件、施設へ帰着する予定日時などを施設長に届け出なければならない。

3. 入所者は、外来者と面会しようとするときは、施設に届け出なければならない。

4. 入所者は、健康に留意するものとし、施設で行う健康診断は、特別な理由がない限り、努めて受診しなければならない。

5. 入所者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のため施設に協力しなければならない。

6. 入所者は、身上に関する重要な事項が生じたときは、速やかに施設長または支援相談員に届け出なければならない。

（事業所内禁止行為）

#### 第11条

入所者は、事業所内で次の行為をしてはならない。

一 宗教や習慣の相違などで他人を排撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すこと

二 喧嘩もしくは口論をなし、泥酔しまたは楽器などの音を大きく出して静穏を乱し、他の入所者に迷惑を及ぼすこと

三 指定した場所以外で火気を用い、または施設内で喫煙すること

四 故意に施設もしくは物品に障害を与え、またはこれらを施設外に持ち出すこと

- 五 金銭または物品のたのみ事をする事
- 六 施設内の秩序、風紀を乱しまたは安全衛生を害すること
- 七 無断で物品の位置または形状を変えること

(指示・指導)

#### 第 11 条

施設長は、入所者が決められた規律に従わなかったり、禁止行為を行ったりして共同生活の秩序を乱すことがあった場合においては、適切な指示・指導を行い、さらに従わないときには、退所させることができる。

(虐待防止等)

#### 第 12 条

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待防止のための指針を整備する。
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
2. 事業所は、サービス提供中に、従業員および養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

#### 第 13 条

施設長は、自然災害、火災、その他の防災対策について、計画的な防災訓練と設備改善を図り、入所者の安全に対して万全を期すものとする。

2. 前項の実施について少なくとも年 2 回以上の避難訓練（うち 1 回は夜間を想定）を行うものとする。

(業務継続計画の策定等)

#### 第 14 条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2. 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
3. 事業所は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(秘密の保持)

第 15 条

従業者は、業務上知り得た入所者またはその家族の秘密を、在職期間中はもとより離職後においても保持するものとする。

2. サービス担当者会議等において、入所者に関する個人情報を用いる場合は入所者の同意を、入所者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(苦情処理)

第 16 条

事業所は、提供した指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第 17 条

事業所は、入所者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該入所者に係る居宅介護（介護予防）支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の事故の状況および事故に際して採った処置について記録するものとする。
3. 事業所は、入所者に対する指定短期入所療養介護（指定介護予防短期入所療養介護）の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(記録の整備)

第 18 条

事業所は、設備、備品、従業者、会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画その他短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を整備しておくとともに、その完結の日から 2 年間保存するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条

この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人遊心苑と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

平成13年	2月15日	改訂
平成14年	11月 1日	改訂
平成16年	4月 1日	改訂
平成17年	4月 1日	改訂
平成17年	7月 1日	改訂
平成17年	10月 1日	改訂
平成18年	10月16日	改訂
平成19年	2月 1日	改訂
平成24年	4月 1日	改訂
平成24年	8月 1日	改訂
平成26年	4月 1日	改訂
平成27年	8月 1日	改訂
平成30年	8月 1日	改訂
令和 1年	10月 1日	改訂
令和 5年	1月 1日	改訂
令和 5年	11月 1日	改訂
令和 6年	4月 1日	改訂

[ 別 表 ]

## 遊心苑短期入所療養介護（介護予防 短期入所療養介護）料金表

1. 短期入所療養介護費（介護予防短期入所療養介護費）等の介護報酬の料金  
厚生労働大臣が定める基準額

2. その他の利用料（全額自己負担）

・食 費（1日） 朝食476円，昼食622，夕食597円  
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載  
されている食費の負担限度額を上限とする。）

・滞在費

【2人室および4人室】 1日 377円

【個室】 1日 1,668円

（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載  
されている滞在費の負担限度額を上限とする。）

・日常生活品費 実 費

・教養娯楽費 実 費

・利用者が選定する特別な療養室の室料（消費税含）

【2人室】 1日 550円

【個室】 1日 1,100円

・電気器具使用料（電気器具使用の場合・消費税含） 1日 55円

・経管栄養管理費 1日 55円

・理美容代

普通長髪（丸刈り含） 1,900円

部分長髪 1,600円

シャンプーセット顔剃り 1,700円

シャンプーセット 1,600円

顔剃り 1,400円

女性カットのみ 1,600円

白髪染のみ 2,400円

普通長髪＋白髪染 4,000円

3. その他の費用（全額自己負担）

診断書等の文書料（消費税含） 1回 1,000円 ～ 5,000円